

玉野市立東児中学校 運動部活動に係る活動方針

「玉野市運動部活動の在り方に関する方針」を遵守し、本校の運動部活動に係る活動方針を次のとおり定める。

1 目 標

- (1) 運動習慣の定着や責任感・連帯感等の涵養を図り、知・徳・体のバランスのとれた生徒を育成する。
- (2) 生徒が、生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質・能力の基盤を育成する。

2 本年度の運動部活動

(1) 休養日及び活動時間について

- ① 休養日 平日：原則、水曜日を休養日とする。
休日：原則、週休日のうち1日以上を休養日とする。
(中学校体育連盟主催の大会や玉野市で認められた大会1週間前を除く)
- ② 活動時間 平日：2時間程度までとする。
休日：3時間程度までとする。(実働時間)
- ③ その他
 - ・定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。
 - ・学校閉庁日(8月13日～15日、12月29日～1月3日等)は、部活動も休養日とする。

(2) 大会参加、県外遠征等

- ・主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征等を計画する場合は、大会参加等許可書を提出すること。

3 その他

(1) 部活動顧問者会議(研修会の実施等)について

- ・年度当初に研修会を開催し、部活動において適切な指導や運営が行われるよう努める。

(2) 部費の取扱について

- ・原則、保護者会を年1回以上開催し、部費の必要性や徴収額・徴収方法を保護者に説明して理解を得た上で徴収する。また、年度末には保護者に対して会計報告を行う。

(3) 熱中症の防止について

- ・玉野市教育委員会が定める「酷暑対策指針」に則り、生徒の安全確保に努める。

(4) 個人情報の取り扱いについて

- ・入部届提出時に保護者の了承を得た場合、各大会のプログラムや新聞等の報道・中体連関係の機関誌に生徒の個人名・所属等の個人情報が使用される。